

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷八十第

行發日一月六年三十正大

論叢

道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

租税の公平と利益團體の組織……………法學博士 神戶 正雄

フォン・ウイゼの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

海運同盟に對する英吉利の態度……………法學士 小島昌太郎

時論

移植民獎勵問題と世の謬見……………法學博士 山本美越乃

說苑

スミスの學說に關して福田博士の教を……………經濟學士 谷口 吉彦

マルクスの勞賃論……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

貨幣廢止論……………經濟學士 中西 仁三

パレト氏を憶ふ……………經濟學士 松岡 孝兒

農業生産の機械化と經營規模……………法學博士 河田 嗣郎

附錄

本誌第十八卷總目錄……………

經濟論叢

第十八卷 第六號

(通卷第百八號)

大正十三年六月發行

論叢

道德統計論概説 (一)

財部 靜治

- 一、道德統計論の概念
- 二、道德統計論てふ名義に關する異論
- 三、道德統計論の效用及困難
- 四、道德統計論の分立研究を至當とすべき事由

道德統計論の學問上に於ける地位を、如何に取扱ふべきかの問題は、一般に社會統計論に一學問たる性質を、認むるや否やの問題と、重大の關係あり、然るに後の問題を詳論するが如きは、

論叢 道德統計論概説

第十八卷 (第六號)

二一〇一七

茲に是を試み得べき限りに非すと考ふるを以て、今假りにその性質を是認し得べきものとし、且又道德統計論の何たるかに就きても、明確精緻なる概念を與ふるの、意味によらず、その概略に通せしむるの主意により、之が定義を下さんか、道德統計論とは人間共同體の道德状態を、討究し判断するの目的を達せしむべき、人の諸行爲及事件に關する、統計的研究の全體なりと謂ひ得べし、從ひてそは社會の道德的状态、併せて又特にその智能的状态を、推斷せしむべき諸現象事實の、計數的叙説に歸す、素より嚴密に論せんか、智能的教化及美的教化の統計、即ち所謂教化統計論 *Bildungsstatistik* は、全精神的道德的國民生活の統計、又は一部の學者(假令は Comand)により、精神的開化の統計、又は單に(Rümelinによリ)開化統計と呼ぶるもの、一特別部門として、道德統計論と對立せしむべきなり、現に v. Mayr の如きは、かく對立せしむるを以て學問的途筋上、明晰を保つ所以なりとし、かの大著「佛國人口論」の著者として、名ある Levasseur が同書中、道德統計論を二大部門に分ち、その第一部に惡徳及犯罪と題し、第二部に教育及教養と題して取扱へるを看、見解廣きに過ぐと評したり*。夫れ道德の改善は智能の開發と、並行不離の關係ありとするを得ず、寧ろ人智開けて惡行増長するの、例も乏しからざることより推すも、二者を分ち研究するを、至當とすと謂ひ得べし、されど民衆の智能的状态如何は、その道德状態に關係する所多きのみならず、從來、我邦に於ける右二部門の研究、振はざりし事實に鑑み、之を道德

* 拙著「社會統計論綱」四八頁參照。

** cf. v. Mayr, *Moralstatistik*, '17 S. 3.

統計論に収録するは、少くとも研究の便宜上、是認さるべき所なり。^{o*}

道徳統計論に就き、諸學者により下されたる諸定義は多し、今一々之を尋ねべき限りに非ずとも、就中注目すべきものを一つ二つ擧げて又評論せんか、第一に Westergaard が、人の精神的生活實現の統計を以て、道徳統計とせざるは、^{***}廣きに過ぎたりと謂ふ可し、かく廣汎に限定するときは、道徳統計論につき何等特色ある、部分範圍は得られず、常に教化統計論をその中に包容すべきのみならず、經濟統計論、政治統計論のためにも、亦一括的に限定されたる研究範圍は、殘されざることならん。第二に道徳統計の研究上、自由なる意志の實現てふ、特殊觀念の下、特定の事實を豫斷的に選擇するは、許すべからざるに似たり、されば研究範圍にかゝる豫斷的限定を、授けんとするが如き道徳統計論の定義は、是認さるゝを得ず、かゝる概念決定の一型として、Wappäus、及同氏の見解に動かされたりと想はる、Haushofer の定義を擧げ得べし、即ち后者によれば道徳統計論を以て、人間社會の諸現象中、個別としては自由なる道徳的意志決定に本づく、行爲により惹起さるべきもの、統計的研究としたり、^{***}此説に對し非難し得べき第一點として、道徳統計論の主要材料たり、又刑事統計論中に併合さるべきものにつき、自由なる道徳的意志決定に、本づく行爲ありとは、確かに説き得ざることを擧ぐべし、蓋し自由なることと道徳的なるものと、組合せたるものとしては、確かに積極的に道徳的なるもののみを問ふべく、消極

* cf. Haushofer, Statistik, 2. Aufl. '82 S. 498. 社會統計論綱四七一頁。

** cf. Westergaard, Theorie der Statistik, '90 S. 191.

*** cf. Haushofer, op. cit., S. 451; Wappäus, Allgemeine Bevölkerungsstatistik, II. 1861 S. 408.

的に道德的なるもの又は不徳なるものは、之を問ひ兼ねることゝなればなり、唯不徳は有道の反面を照すべく、従ひて又道德に關係ありとの意味により、廣き意義にて道德的と謂ひ得べしとし、右の非難は假りに寛假しても、更に第二の原則的非難として、意志自由問題が恰も道德統計的研究の結果、引出さるべき學問的最終結論中、重要な一地位を占むること、従ひて道德統計論の研究範圍限定に際し、自由なる意志實現の實ありてふ觀點の下、當該社會大量を限定せんとするが如き試みは、凡て誤れりとするの要あることを擧げ得べし。道德統計論の材料につき、同様に豫斷的なる一制限を加へたるの譏りは、Adolf Wagner 若年時の一著書につきても亦之を見る、即ちその著書「一見思ひ思ひに出づる人間行爲の常理」Die Gesetzmässigkeit in den scheinbar willkürlichen menschlichen Handlungen vom Standpunkte der Statistik, 1864. は一般統計學の發達上重んずべきものなるも、右の譏りは表題の採擇そのものの上にも、既に現はると謂ふべく「一見」思ひ思ひに出づるや否やは、學問の材料取捨の標準たるべきに非ず、寧ろ統計材料に最終の學問的評價を、施せる結果として判明さるべき所なり*。

道德統計論にて取扱ふべき大量中、最も重んずべきもの人の行爲の大量に存するや、謂ふ迄もなし、蓋し積極的又は消極的に道德上の意義を生ずべき諸力は、特殊行爲を促すべき決心上に表露せらるればなり、されど道德統計論を、人間の特殊行爲の統計的研究に限りたりとせんか、そ

* cf. Mayr, op. cit., S. 3.

の總範圍を盡せるものとなし得ざらん、即ち人の行爲以外に、事件も亦その範圍に歸す、詳言すれば人の行爲につき、窺はるゝ能働的現象に對立すべき、受働的現象も亦之を究むべし、訴追への緣由は積極的行爲(例外的に之と同視さるゝ、不作爲を含む)により與へらるゝと共に、刑の言渡しありし者につきての、刑の言渡しは事件なり、無罪を言渡されたる者につきての、無罪放免も亦然り、その他の事件は又時として、道徳上意義ある状態及事變の、兆候として問はれ得べし、假令ば酒精中毒と直接間接の關係ある、死因による死亡の如きは然り、同様に溺酒と一關係を窺はしむべき、諸羅災(殺傷その他)も亦然り、その外道徳上意義ある行爲及事件により惹起され、靜大量及動大量として現はるべき結果も、特に又道徳統計論の研究範圍に歸す、道徳上意義ある人身的區分にして、かゝる結果現象視すべきものにつきては、特殊の行爲及特に之が國家的成敗のため、限定さるべき者と、特殊の決心實現のために、生み出さるゝ者とを分つべく、かくて定まるべき人々の特種總員は、動大量及靜大量に分たる、行爲及事件の統計そのものとしては、動大量として之を取扱ふのみなるも、その結果現象をも尋ぬることゝするに至れば、靜大量としても之を取扱ふことゝなる、こは囚人又は賣淫婦の移動量と共に、その現在員を尋ね得べきことを想はゞ、察知するに足るべし、是等結果現象視すべき人品以外、道徳統計論としては、道徳上意義ある現象の物的結果をも、亦考察すべし、之につきても亦靜大量と動大量とを問ふべし、假令ば

監獄及妓樓の現在數及構成を尋ぬると共に、犯行により被害者に加へられたる、經濟的損害を繼續的に尋ぬるが如きは之なり。^{o*}

二

一部の學者は一結論を下し、元來道德統計と謂ひ得べきに非ず、寧ろ不徳統計と謂ふこそ、一層正當なるべけれど主張す。^{o*}夫れ道德的意義ある一切の行爲は、積極的道德行爲、詳言すれば道德の欠缺を示すべきものと分ち得べく、夫等諸行爲は稀なりとせず、又様々なる變遷を示し、或は弱く或は強く日々社會に繰返されつゝあり、されど幾多の行爲は來り又往くに拘はらず、統計的記録により之を完全又齊一に、寫し採るを得ず、實にその多くは多面的にして、交互の間密接に纏綿せるを以て、吾人自身にして夫等行爲を、精確なる大量觀察に適する如く、白狀するの意ありとするも、之をなし得べき狀況にあらず、且又試みに思へ、吾人は概して行爲そのものを白狀することを欲するやを、世上に於て日々自己の同胞を訪問し、善又惡、賢又愚、貴又賤視すべき行爲につき、自明的に詳細事情に關する、充分の報告を付しつゝ、親切に申告すべきことを、他人に期待し得べき者、全くあり得べくも想はれず。^{o**}加之善行を數に示すことは、惡を録するが如く容易ならず、凡て道德上意義ある大多數の行爲、特に善行につきては、之が觀察全く備はらずとはなし兼ぬとも、之が統

* cf. Mayr, op. cit., S. 2.

** cf. Block-Scheel, Handbuch der Statistik, S. 98.

*** cf. Mayr, Die Gesetzmässigkeit im Gesellschaftsleben, 1877 SS. 328, 329.

計的觀察は備はらず、そは一は是等行爲を數に表はすこと、困難なるによるものなるも、一は是等行爲を記録することに、國家その他の公共的利害關係を、全く伴はざる結果たり、されば此方面に關し、特殊の結論を下し得べしとするも、そは他の事項に關する統計調査の結果(假令は郵便貯金、教會事項、慈善財團等に關する統計)を、利用することによりてのみ然りとす、即ち是等の結果に、民衆道德状態の兆候的意義を、附與し得べき程度に於て然り、從ひて完全無缺の一道徳統計論を、編成するの目的は素より達し得べきに非ず、所謂道德統計論の大多數物體は、道德訓に違犯せる行爲たり、謂はば人心に備はれる惡への傾^キ Hang zum Bösen を、啓示すべきものたり。^{*}前記の主張あるは、實にかゝる事情に基づくものなれど、之につき吾人は「一結論」と言ひて、「正當なる結論」とは言はざりき、夫れ論者が右の主旨を唱へんとして、論ずる所によるに、道德は人目に觸るべき行爲の上に、窺はるゝこと尠くして、感情思想の中に窺はれ、特に又克己、節制につき窺はる、人の抵抗し得たる諸誘惑、制し得たる諸情欲を、如何にして記録し得べきかとす、されど此論に對しては、二様の反駁を試み得べし、第一に吾人は不徳行爲の、一尺度を得ることにより、必然又之が不作爲の尺度をも收め得べし、不徳行爲として確かめられしもの、甲の場合に n あり、乙の場合に n の二倍ありとせんか、其の他の諸事情同一なりとせんか、有徳的なる殘餘も、亦甲にては乙に於けるより大なるべし、此場合甲にありては不徳行爲の誘惑に、抵抗するの

* cf. Wirminghaus, Art. 'Moralstatistik' im Elsters Wörterbuch, II. 3. Aufl. S. 404; Haushofer, op. cit., S. 451.

力強しと言ひ得べし、唯かゝる抵抗の自由につきては、統計上之を考察するの由なきは謂ふ迄もなし、第二に諸事情同じからずとせば、不徳行爲も亦その頻繁度數比較により、元來何ものをも確言せしむることなし、之がためには不徳行爲に出でしむべき、誘惑の説示を之に伴はしむるの要あり、假令ば等大の二群衆中、甲にありては百、乙にありては二百の窃盜起れりとするも、その社會事情相違せるため、乙にありては甲に於けるよりも、盜むの誘惑多き結果として、犯罪も多きに非るかを、明かにせざる限り、當該不徳行爲を犯すの傾向、乙にありては實際上甲の二倍なりと、解するを得ず、即ち此意味によらんか、有徳に關し不定存すると同様、不徳につきても亦不定あり、夫れ然り、道徳の範圍は一定の關係上局限さるゝことなしとせば、一般に道徳上の善を含むのみならず、又道徳上の惡、廣義にありては道徳上の不頓着をも亦含むとすべきなり、*
加之後に詳説すべきが如く、不徳行爲の統計比較によりても、特にその原因の移動及原因そのもの、究明に、導かるゝの效果大なるを想はゞ、論者の主張は重んずるに足らずと説くを得ん。

三

坪内博士の講演記「惡徳の研究」(早稻田大學出版部藏版、年次不明)中には曰く「所謂徳の研究、最上善に關する研究だけは、餘程進んだのであつたが、他の惡と云ふ方面の研究は、殆ど全然缺如といつてよい位に、疎かになつて居る」科學的に精しく惡を研究した著述は、どうも見出さぬやうに

* cf. Schnapper-Arndt, Sozialstatistik, '08 SS. 413, 414.

思ふ、これも倫理學上の一缺點ではないか」と、氏が世の德育家とその選を異にし、消極的道德に着眼されたるは、文學者として「文學を個人の懺悔録」と觀し、「包まず隠さず偽らず飾らぬ人の心の真相」は、之を文學につき窺ひ得べしとし、又自から惡人の叙説に當り、或はその叙説を閲讀せらるゝこと、尠からざるに由る所多きを忖度し、併せてその着眼に敬服せずんば非ず、而も亦恰も文學者なるがためか、世上夙に開拓されたる不徳の「統計的」研究を、殆んど無視せらるゝが如きは惜しむ可し、夫れ以上説けるが如き道德統計論には、不徳研究の效用以上の、一效用あることにつきては、一語を費やすだも、殆んど無用なるに似たり、試みに想へ、各國民、各人種、及各信教團體等の道德状態を、各時代につき比較せんと企てる者の判斷は、一般に如何に淺薄なるものなるかを、之を諸研究範圍の何れにつきて察するも、確實測定の必要を告ぐるもの、此範圍に於けるが如く多きはなし、蓋しこは感動、又は先入の見、又は他人を諒解するの無能に制せられ、或は又限られたる一身の經驗を本とし、尙早の判斷に普遍化することに、形式上耽るの弊に陥り易き範圍なればなり、道德統計論が前述の如く、不完全なるに拘はらず、學問上實際上大に重んずべきは、かゝる事情によること多し*。

されど人の道德的特質を觀察するは、その事柄の性質上、單純にその經濟的、社會的及政治的諸事情を觀察するに比して遙かに困難なり、此點に關し精確なる大量觀察を遂ぐることは、大に

* cf. Schnapper-Arndt, op. cit., S. 414.

制限せらる、實に良心又は惡心も亦一の事實なりと雖も、之が定量的査定は絶対に遂ぐるを得ず、之につき遂げられ得べき最上研究は、推量による比較なり、吾人は一般に甲は乙に比し、良心に富み勇敢又献身的なりと、考ふるを得べし、されど兩人間に於ける、良心、勇敢及献身能力の差を、一定の比例數に示すを得ず、事實觀察は道心又は不徳の、發露として現はるゝ行爲にして、而も亦結果は原因に比例すとの法則により、その行爲に本づき心そのものに關する、推斷を許すべきものにつき、之を遂げ得べきのみなり、この範圍に於ける統計的研究は、所謂道德統計論に歸す、Westergaard も言へる如く、^{*}道德統計論の範圍にありては、心的生活の特殊外的表徴に限り、之を取扱ひ得べし、假令ば仕遂げられたる殺人の數は、之を明かにし得べきも、之が試みの數は明かにするを得ず、又個別の教會的行動につきては、その數を知り得べきも、實際の宗教的信念は、統計により之を究むるを得ず、又結婚の數を知りたればとて、一人が進みて結婚するの意あり乍ら、經濟上、社會上その他種々の原因により、依然として未婚を續くるが如き、夥しき事例につきては、何事をも告ぐるることなし、されどかく行爲の査定に、限らるゝ限度内に於ても、亦統計學者は無數の困難を發見す、夫れ一般に個人の道德的資質が、右の仕方によりその影響と比例の關係を保つとの、條件を充たすべき場合には限りあり、多くの特質にありては、かかる推量の標準全く備はらず、假令ば詩人の才は、之が價值をその著作物の頁數により、測り得

* cf. Westergaard, op. cit., S. 192.

ざると同様、慈悲心も亦之を施與額の大小によりてのみ測るを得ず、窃盜の罪も盜まれたる物の額丈けにては、之を測るを得ず、要するに道德統計の計數は、通常國民の道德的心事につき、何等直接の歸結を許さず、之がためには特に諸行爲、假令ば自殺、犯罪、離婚等につき、その動機を知るの要あるも、そは多大の困難を犯して、之を察取し得るのみなり、普國の自殺統計は自殺の動機を示すも、獨逸の刑事統計にありては、全く動機の調査を斷念す、本邦官廳統計にありては、自殺因由及刑法犯有罪被告人犯罪原因の、統計を伴へりと雖も、その諸目中には動機となし得ざるものをも、夥しく含む、從ひて統計は通常倫理的評價の用に宛つべき、直接基本を全く授くることなし、唯前に述べし如く、統計にとりたる當該現象の頻繁程度が、固有の道德狀態に比例的たりと、假定し得べき際には、時の前後、國別、及人口階級別による比較は、意義ありとなし得べし、假令ば犯罪數増進又は私生數増進は、その他の諸事情に變化なしとせば、道德の衰頹を示すとなし得べし、されど國別又は諸人口階級間の比較にありては、多くは上の假定を立つることを許さず、その外又道德統計の大多數項目は、複製統計たり、さればその數は統計作製手續の前提たる、法的基本如何により左右せらる、即ち犯罪數の増加は、部分的には警察及司法行政の、改善により想起さるゝことあるべく、諸國離婚の頻繁率不同は、法律上に於ける離婚可能の、相違を反映することありとす、^{*}加之前に述べしが如き、研究上の諸制限あることを併せ考ふ

* cf. Mayr, Gesetzmässigkeit u. s. w., S. 328; Haushofer, op. cit., S. 451.

** cf. Zizek, Grundriss der Statistik, 2. Aufl. '23 SS. 286, 287.

るときは、道德統計論の困難なるや察するに餘りあり。

四

實際統計學の部門系統に於て、道德統計論を一の特別部門となすを、可とすとは夙に v. Mayr の主張せる所にして、現に氏は一九〇九年以來分冊公刊し初めたる、「道德統計論」一〇四二頁の一大冊を、一九一七年に完成したり、而して氏が右の如く取扱ふを正當とせることは、社會大量分類の試み上、人口の大量をのもの以外、又社會大量の經濟的及政治的要素以外に、計數又計量し得べき社會大量元素にして、人間の道德生活、智能生活の諸狀態諸現象に關係ありと、認識され易きものあるに本づきたり。然るに道德統計論を特別の一部門となすことを、承認せざる學者も亦存す、v. Inama-Sternegg 及 Diecher の如きは然り、是等學者の所説によるに、道德統計論はその研究上、何等固有の現象を有せず、その研究により道德狀態の啓明に努むと言ふも、それは一切の統計計數につき、適用され得べき一觀點たり、それは特別の部門を限定するの基本として、適切なりとするを得ずとなす、されど統計材料を之により明かにさるべき、社會生活の諸方面より類別すること、せんか、道德狀態は特別の顧慮を値ひすべき、一重要方面とするに足れり、統計の利用者としては、道德狀態に關する全現存材料、統合せられて備はることを發見し得べしとせんか、之に感謝すべきこと以外に何かあらん^{*}。

* ct. Zizek, op. cit., S. 224.

Bleicher によるに統計學系統は、研究目的により決定されず、觀察の物格によりてのみ、決せられ得べしと主張せり、従ひて人口統計論は人間に關する諸材料を包括し、經濟統計論は經濟的物格に關する材料を、(廣義)行政統計論は公けの諸施設に關する諸材料を包括すとし、是等三部門に對立せしむるに、氣象統計及人體計量より成るべき、自然統計論 *physikalische Statistik* を以てしたり、而して Bleicher は道德統計論につき、特別の觀察物格を缺くとして、之が獨立存在を至當とすることに反對し、「道德統計論」の諸現象は、多くは「人口統計」たりとせり、此點に關する氏の所説には、^{*}特異の點あるを以て、煩を厭はず引用すること、せんか、道德統計論を特別の一部門となすことには、

私見によれば研究範圍の實質的内容と、應用されたる方法との混同を伴へり、人或は人口統計中特定の一部、並に行政統計の一部を、特殊觀點の下包括し、一の社會倫理に築き上げ得べし、詳言すれば夫等特定社會現象を、國家的、教會的諸施設に及ぼす意義に鑑み、又純倫理的觀點より考察し得べし。(中略)此意味にて Otingen の道德統計論 *Die Moralistatik in ihrer Bedeutung für eine Sozialethik*, 1882. は、特別の一學編と呼ばれたり。されどかく議するときは、社會倫理上利用し、従ひて道德統計論に屬すとして數へられし、同一人口統計材料を、更に他の一觀點より考察せんとしても差支なかるべく、その結果政治的方面のみを問ふべき、一の普通人口

* cf. Bleicher, *Statistik*, '15 SS. 16, 17.

論をも打立て得べけん。

他の一例を擧げんか、吾人は右と同一意義により、實際社會政策のために、特別の意義あるべき、統計事實の全複合に命名すること、せば、一の社會政策統計論 *sozialpolitische Statistik* ありと謂ひ得べし、又その材料の一部を、或は普通人口統計、或は經濟統計、或は行政統計よりとされる、諸事實の集成として、労働者の事情研究に適せるが如きものを、労働者統計論と呼び得べし、夫れ現今通用の用語例により、又現存せる概念混亂に鑑みるときは、主として統計的根據より打立てらるべき、個別研究範圍の名稱を以て、「統計學」の特殊部門たらしむるは、免がれ難き所たらん、されどかく道德統計論、労働者統計論と言ふが如き名稱の下に、各一研究範圍ありと了承すべきものとするも、吾人は是等の名稱に代ふるに、寧ろ普通社會倫理、労働者實誌 *Arbeiterkunde* 等の語を以てせんと欲す。兎に角かく觀し來るときは、統計學全研究範圍の系統的分類を試み、その細別に及ぼさんとすること多きに從ひ、愈々その困難を増すべきことを看取すべく、又その細別を最もよく遂げんとせば、統計的研究の目的を眼目として決せず、寧ろ研究對象による分類に、出づべきことを察知すべし、從ひて吾人は觀察の物格を、眼目として分類せり、(中略)諸部門研究上統計は方法たるが故に、人口統計論以外に人口論あり、同様に又一の自然論一の經濟學一の行政學あり、その何れも統計以外の方法によりても講究さ

れ得べく、無條件に統計を土臺として、編成せらるゝの要ありとすることなし。

夫れ學問的統計論の系統決定上、可能なる一切の研究目的を、斟酌し得べきに非すとすることは正當なり、假令ば婦人又は子供又は一特定宗教の信者、又は特殊職業有業者、又は配偶關係別の特殊身分具有者につき、その境遇に關する諸方面の統計を希望する者は、先づ系統論全編に亘り、諸所につきてその關係材料を求め、次いで始めて之を一括するの要あり、そは又かゝる特別研究の目的を、果たすべき專攻論文の叙説の職分たり、されど觀察の物格に訴ふるのみにて、系統論部門別の最終解決を授くべしとも想はれず、蓋し觀察物格につき遂くべき分類は、如何なる事情に訴へて之を決すべきか、統計學系統論を編或するためには、寧ろ便宜を理由とし、若干の大別を設くるを可とす、之につきては特に統計學たらざるも、之と類似の目的を有し、又統計にその料を酌みとるべき、社會諸學分類を斟酌し、かくて謂はゞ學問的統計消費者の類別を斟酌すべきなり、この觀點よりせんか、特別の道德統計論を分つも、亦便宜とすべきに似たり、かくすることにより一貢獻は、社會倫理學者及文明史家に授けられん、一國の政治的、精神的及道德的狀態と説くは、國誌及社會學的著書に於ても、日常の用語例に於ても、共に見る所たり。^{*}

道德統計論の分立に對し、多年に亘り根強き反對を唱へし者は、澳國行政統計及統計學界に大功蹟ありし v. Inama Sternegg なり、即ち一八八四年 Ottingen の道德統計論に駁撃を加へしよ

* cf. Zizek, op. cit., SS. 224, 225.

り、一九〇七年 v. Mayr に對する攻撃論文を發表せる迄、その持説を固執したり、後の論文に就き吾人は、明治四三年三月京都法學會雜誌(その後統計集誌に轉載)にその邦譯を掲げたり、されば今之が反駁と見るゆゑ v. Mayr の所説を、前記同氏の著書^{* **}より引くこと、せんか。

Inama-Sternegg が統計學の本領は、社會大量の内部構成と、その聯關とを明示することにて盡く、是等の大量が如何なる程度迄、人口の道德状態に意味あるかは、その研究材料が特に都合よく積まる、場合に、之を推究し得べきも、決して初めより此結果を假定し得べきに非ざとせるに對し、Mayr は彼自身「道德統計論の範疇」とせるものを、依然として固執せんとすることを、反對者は了解せざる者なりとして曰く、夫れ一切の社會状態及事變の統計は、社會倫理の觀點より評價され得べし、されど是等状態及事變の統計論を以て、國民道德を啓明し盡すべき學問とするを得ず、その統計論は別に統計論としての學問的職分を有す、即ち恰も社會大量それ自體の學理として然り、Inama によれば統計學を通論及各論に分たんと主張し、その各論は各別なる社會諸學(經濟學、狹義社會學、狹義國家學)の範圍内に、順序よく挿まる、こと、なるべきも、統計學の學問的獨立を害せずとせり、看るべし氏の攻撃は、單純に道德統計論に加へらるゝよりも、その以上に及ばざるゝことを、即ち氏はその攻撃により、一般に學問的統計論の各論、又は予により實際統計學と呼ぶるゝものゝ、存在正當なるを拒む者なり、蓋し假令ば經濟統計論的なるは、經濟學

* cf. K. Th. v. Inama-Sternegg. Zur Kritik der Moralstatistik (Staatswissenschaftliche Abhandlungen. 1903 SS. 303—333. 同論文は其以前に Jb. f. Nö. u. St. N. F. Bd. VII. 1884. に發表さる); Zur Kritik der Moralstatistik (St. Monatsschrift. 1907. u. Neue Probleme des modernen Kulturlebens. 1908 SS. 296—314.)

** cf. v. Mayr, Moralstatistik, SS. 8, 9.

に振向けらるべきものとせんか、氏が上に説ける如く、「統計學の學問的獨立を害せず」との、注意を挿めるときは反對に、學問的統計論全編の一系統とは、關係する所なきに至らん、その外又倫理學も經濟學、社會學及國家學同様、その研究目的に適せる社會大量につき、之を併合するの資格ありと、何故に宣言すべきに非るかを、尋問するの要ありと、尙引續き Mayr が反對論者の態度を忖度評論し、又主要論旨に反駁せる所をその儘紹介せんか。

Inama の古き論文に遡りて考ふるに、氏が道德統計論を拒むに至れるは、元來 Ottingen に對する論争に關聯せるを見る、蓋し氏は「道德統計論」を以て、先入の見に富める社會倫理的見解の、下婢として幾分か仕事せしむることに反對したればなり、察する所によるに、氏は道德統計の結果利用に於ける、右の無批判的研究に對する論争上、その道德統計論に命せらるゝ、學問的材料蒐集に反對し、幾分憤激の氣分に陷ぬるに似たり、又 Inama は統計學の學問的大系に於ける、各論としての統一的實際統計學を、拒むの意向と關聯し、統計學の學問的全編の、系統を如何にすべきかとの問題を、その機會に考へざりしことを考察すべきなり、蓋し氏は他の場所に於て、人口の「社會倫理的狀態」を、「道德統計的研究」の物體として承認せるを以て、若し右系統論の問題を考へしものとせば、この狀態に關する研究全部を統合せるものをも、亦「道德統計論」とすべきことに賛成すべかりし筈なればなり、而も他の學問的統計論と、全く分離獨立して存在

するものとして然らず、統計學全編の範圍内に於て、部分知識として現はるべき、一編として然りし筈なり、予は氏が道德統計論に反對せるを見、そは、行政統計家たる立場、不當にも偏重されたるによるとの、印象なき能はず、行政統計家は行政統計家としては、道德統計論を取扱ふべき境遇にあらざるや疑を容れず、獨立の「道德行政」あることなければなり、學問上道德統計論に利用さるべきものは、行政上よりせば行政統計の各部に合まる、行政統計上道德統計てふ看板を不用とすべきは、統計學全編の系統上之を缺き得ざると異らず。

Mayr の論文 Die Berechtigung der Moralististik (Allgem. Statist. Archiv. VII. Bd. I. Halbb. '07.) は Inama-Sternegg を促し、重ねて道德統計論につき、Mayr の見解に於ける重要基本に對し、反對の態度に出でしめたり、Inama は統計的査定により授けられたる全材料を、一般民誌的觀點により、次いで智能的、經濟的及實際的觀點により分つことを認むるも、その以上には等材料別につき、道德的觀點よりも亦之を利用することは、打捨てんとするものにして、此點に於ける Mayr の意見の相違は、之を融和せしめ得べくも非ず、次に道德上絶對的に常軌及逸軌とすべきものは、多くの關係上存せざるは確かなり、されど他の關係上特定の一開化期につきては、確かに又各場合に之ありとすべく、その時代中に生存せる研究者のためには、共同感念に訴へて察知さるべき一軌範あり、その軌範を持せすとせんか、研究者及觀察者特に又統計觀察者は、社會流轉の

流れに對し、恰も無定見の人物として對立することゝならん。尙 Inama の論文中特に重んぜらるべきが如く想はるゝは、Mayr により過たれし、學問的統計論の材料分類を、發かんとするの試みなり、氏の叙説はその他の點につき全く興味あるも、此點につきては眞に明晰なりとせず、予の察し得たる程度によるに、人口統計論は碎分さるべく、かくて人口統計論として殘さるものは、「出生及死亡の大量觀察」に限らるべしとするに似たり、從來正當の資格を以て、人口統計論にて取扱はれしもの、特に人口靜態統計論全部は、「基本社會秩序」統計論(一)の一新編に委ねらるべく、そはその分として「社會倫理的特色」を帶ぶべきものとせらる(從ひて道徳的評價)刑事統計は賣淫婦及自殺統計と共に、尙實際統計學の系統に於ける、獨立編として殘るべきものとせらる、かくて道徳統計論に統合せらるゝを、遙かに便宜とすべきものゝ一部は右の一編中に、他の部分是一般民誌的なものと混じて、基本社會秩序統計論の一編として存することゝなるべく、その外又現今既によく育成せられ、又合成されたりとすべき、人口統計論は破壊さるゝに至らん、Inama 氏より此新解釋を得たる後、恰も學問的統計論の一部門として、道徳統計論をおくの正當なるを、愈々斷乎として叫ぶの要あり、系統論につきての争は枝葉に屬すとは、予の是認し得ざる所なり、而も亦特定の系統的一類別に、必要視さるべきものは、寧ろその學問的内容に、關する所多しとする點に於て、予は Inama とその説を同じうするものなり。(未完)